

(公印省略)

国 福 第 0213009 号
令 和 7 年 2 月 13 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

国東市福祉課長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて（一部見直し）

平素から当市の介護保険運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、国東市では平成 26 年 10 月 1 日以降、平成 26 年 9 月 16 日付けの事務連絡にて取り扱いをお願いしてきたところですが、この度、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて、一部見直しを行います。

真に必要な利用者への迅速な対応や介護支援専門に係る事務の負担軽減を考慮し下記の様な取扱いとさせていただきますのでお知らせいたします。

なお、今回の変更につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、現にサービスを利用されている場合においては、次回の認定有効期間更新時より適用いたします。

記

1. 軽度者に対する福祉用具の例外的貸与については、これまでは新規の利用時に地域ケア会議への事例提出を必須としていましたが、今後は別紙「福祉用具の貸与が必要な理由書」の提出により、貸与が可能となります
2. セニアカー（電動車椅子）については、一律的に例外的給付から除外していましたが、今後は地域ケア会議にて事例検討を行い、適当と判断されることにより利用可能となります。

【お問合せ先】

国東市福祉課 高齢者支援係

TEL 0978-72-5164

FAX 0978-72-5171